

(付) 国勢調査で用いられている用語の解説

<人口>

「常住人口」のこと。常住人口とは調査時において、当該住居に3ヶ月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいう。

<世帯・世帯員>

世帯とは、住居と生計を共にしている者の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者をいう。世帯員とは、世帯の構成員たる個人（世帯主を含む。）をいう。本報告書では「家族全員のデータ」を示している。また、「一般世帯」とは、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、入所者などを除く）以外の世帯をいう。

<家族類型>

・非親族を含む世帯

二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯をいう。

・単独世帯

世帯人員が一人の世帯をいう。

<世帯類型>

・母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、20歳未満の未婚の子どものみからなる世帯をいう。

・父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、20歳未満の未婚の子どものみからなる世帯をいう。

・高齢単身世帯

65歳以上の者一人のみの世帯をいう。

・高齢夫婦世帯

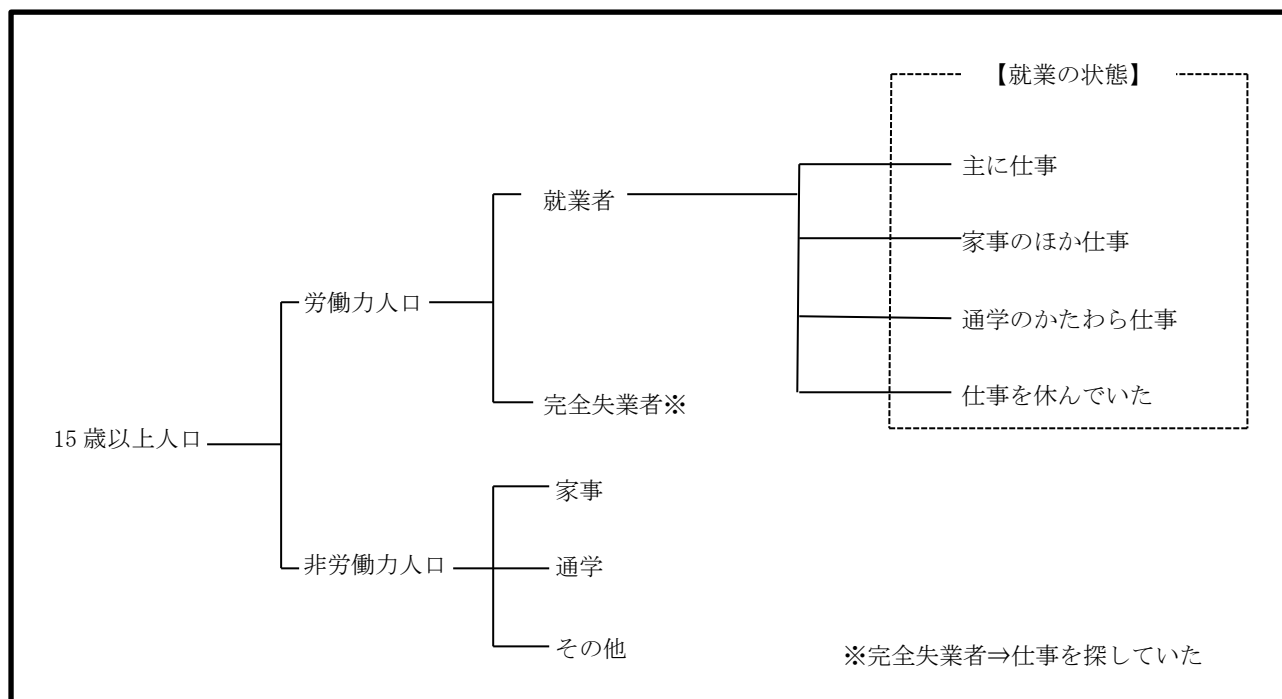
夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組のみの世帯をいう。

・3世代世帯

直系世代のうち3つ以上の世代が同居している世帯をいう。

〈労働力状態〉

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものの。



〈労働力率〉

労働力人口（就業者と完全失業者を合わせたもの）を15歳以上人口（労働力人口と非労働力人口を合わせたもの）で除したものの。

〈就業率〉

就業者を15歳以上人口で除したものの。

〈完全失業率〉

完全失業者（仕事を探していた）の数を労働力人口で除したものの。

〈従業上の地位〉

・雇用者

会社、団体、個人や官公庁に雇用されている者で、役員でないもの。

・正規の職員・従業員

雇用者（就業者のうち会社などの役員や自営業主等を除く。以下、同。）のうち、勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれているもの。本報告書では「正規労働者」とも表記。

・労働者派遣事業所の派遣社員

雇用者のうち、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されているもの。

・パート・アルバイト・その他

雇用者のうち、就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれているもの。

雇用者のうち、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件・雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託社員」又はそれに近い名称で呼ばれているもの。

本報告書では、「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」を合わせたものを「非正規労働者」とも表記。

・会社などの役員

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人・独立行政法人の理事・監事などの役員。

・雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・弁護士などで、雇い人がいる者。

・雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる者。

・家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族。

・家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている者。

〈職業〉

・管理的職業従事者

法人・団体職員、会社役員など、経営体の全般又は課以上の内部組織の経営・管理の仕事に従事するもの。

・専門的・技術的職業従事者

保健医療従事者、社会福祉専門職業従事者、法務従事者、教員など、高度の専門的水準における仕事に従事するもの。

・事務従事者

課長以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・人事・企画・営業などに従事するもの。

・生産工程従事者

生産設備の制御、機械等による加工、機械器具の組立、製版・印刷など生産工程で行われる仕事に従事するもの。

・輸送・機械運転従事者

電車、自動車、船舶などの運転・操縦、定置機械や建設機械などを操作する仕事に従事するもの。

・建設・採掘従事者

建設、電気工事、ダム・トンネルの掘削などの仕事に従事するもの。ただし、建設機械を操作する仕事は、輸送・機械運転従事者に分類される。

- ・ **運輸・清掃・包装等従事者**

主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃などに従事するもの。

〈住宅の所有形態〉

- ・ **持ち家**

居住する住宅が、その世帯の所有である場合。

- ・ **公営の借家**

居住する住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合。

- ・ **都市再生機構・公社の借家**

居住する住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合。

- ・ **民営の借家**

居住する住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。

- ・ **給与住宅**

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。

- ・ **間借り**

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合。